

(仮称) 糸満市文化・平和・観光振興センター
基本設計者選定公募型プロポーザル募集要項

平成 27 年 9 月 9 日

(平成 27 年 10 月 2 日改訂)

糸満市

(仮称) 糸満市文化・平和・観光振興センター基本設計者選定公募型プロポーザル募集要項

I. 一般事項

1. 趣旨

本市では、平成 24 年度から市内の観光、文化、漁業、農業、商業、工業など様々な産業と地域資源を結びつけ、市全体を屋根のない博物館に見立てた「誰もが訪れたいくなるまちづくり事業」を推進している。

昨年度策定した『糸満市文化・平和・観光振興センター管理運営基本計画書（以下「管理運営基本計画」という。）』においては、将来に向け「誰もが訪れたいくなるまちづくり」関連事業の拠点として、観光客を誘引し地域内の回遊性を高めることにより、経済波及をもたらす複合施設として「糸満市文化・平和・観光振興センター」の整備を進めることとした。

今回実施する（仮称）糸満市文化・平和・観光振興センター設計者選定公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）は、「糸満市文化交流・情報発信拠点施設整備 基本計画」（以下「基本計画」という。）、管理運営基本計画及び「糸満市文化・平和・観光振興センター展示基本計画書」（以下「展示基本計画」という。）に基づき、「本市の地域資源を活用して市内外の人々の交流活動を促進し、文化の力で人と人をつなぐ、今と未来をつなぐ、まちとまちをつなぐための核となる」ための施設を整備するための設計者を選定するものである。

糸満市の環境、文化、生活などの地域性、まちづくりや経済状況などに加えて、これまでの検討及び（仮称）糸満市文化・平和・観光振興センター整備の目的や意義、目指す使命と機能を十分に理解した上で、豊富な設計業務実績を備え、糸満市に相応しい優れた基本設計を取りまとめることができる設計者を求める。

2. 設計業務概要

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 業 務 名 称 | (仮称) 糸満市文化・平和・観光振興センター基本設計業務 |
| (2) 業 務 内 容 | (仮称) 糸満市文化・平和・観光振興センターに係る基本設計業務 |
| (3) 履 行 期 間 | 平成 27 年 11 月下旬から平成 28 年 3 月 15 日（火）まで
*委託期間延長は認めない。 |
| (4) 発 注 者 | 糸満市長 上原 裕常 |
| (5) 基本設計委託
金額の上限額 | 53,676,000円（消費税及び地方消費税を含む）
*土質調査(30m×3箇所：液状化解析を含む)、用地現況測量(5筆
22,349.68㎡：境界立会い含む)及び基本設計報告書製本 50部 |

3. 本プロポーザル実施方針

(1) 参加形態及び選定方法

本プロポーザルにおいては、代表企業枠と市内企業枠を設ける。代表企業枠は、原則として市内企業枠の登録者との設計共同体の結成を条件として、最も優れた提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）の選定を行うものとする。市内企業枠は本要項等に従い

参加登録申請を行うものとする。

代表企業枠の最優秀提案者は、市内企業枠登録者にヒアリング等を行い、自らの責任において最適と判断する市内企業登録者複数者を選定し、設計共同体を結成するものとする。

最優秀提案者は、市内企業枠に登録した設計者と設計共同体を結成しない場合には、最優秀提案者としての資格を失う。ただし、市内企業が代表企業枠の設計共同体の構成員となる場合は、代表企業枠のみによる設計共同体での契約を可能とする。

代表企業枠については、本プロポーザルにおいて2段階の審査を実施する。第一次審査では、提出された応募者資質評価資料、技術提案書等をもとに4者程度選定する。第二次審査は公開プレゼンテーション及びヒアリング（以下「公開プレゼンテーション」という）を実施し、最優秀提案者、次点者、それぞれ1者を選定する。

(2) 選定委員会の設置

代表企業枠の最優秀提案者選定に際し、次の委員で構成する「(仮称)糸満市文化・平和・観光振興センター基本設計者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、審査を行う。

	氏名	所属等
委員	池田 榮史	琉球大学法文学部人間科学科 教授
委員	小倉 暢之	琉球大学工学部環境建設工学科 教授
委員	金城 寛	糸満市 建設部長
副委員長	杉浦 友平	糸満市 副市長
委員長	中村 透	作曲家、南城市文化センター・シュガーホール芸術監督
委員	比嘉 悦子	元 宜野湾市立博物館 館長
委員	屋良 朝治	沖縄観光コンベンションビューロー 事務局長

(敬省略、五十音順)

(3) その他

本業務は沖縄振興特別推進交付金の活用を予定して実施するものであり、当該交付金が保留の場合には本プロポーザルは中止することがある。中止する場合には、市のHP等で周知する。その際、市は応募者に対して一切の責任を負わないものとする。

4. 本プロポーザル概要

- (1) 名称 (仮称)糸満市文化・平和・観光振興センター基本設計者選定公募型プロポーザル
- (2) 主催者 糸満市長 上原 裕常
- (3) 事務局 糸満市企画開発部 政策推進課 (担当 大城、上原)
〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地
TEL 098-840-8122
FAX 098-840-8157
Eメール seisaku@city.itoman.okinawa.jp
対応時間：土・日・祝日を除く平日 9:00～17:00 (12:00～13:00を除く)

(4) 実施スケジュール

内 容	日 程	提出方法・公表等
本プロポーザル実施の公示	平成 27 年 9 月 9 日(水)	
募集要項等の閲覧・配付期間	平成 27 年 9 月 9 日(水)から 平成 27 年 10 月 28 日(水)まで	糸満市ウェブサイト及び事務局にて閲覧・配布
本プロポーザル募集要項等に関する質疑の提出	平成 27 年 9 月 9 日(水)から 平成 27 年 9 月 14 日(月)まで	電子メールにて提出
本プロポーザル募集要項等に関する質疑の回答	平成 27 年 9 月 18 日(金)	糸満市ウェブサイトにて回答掲載
提出書類の提出期間	【応募者資質評価資料・入札参加資格審査申請書・技術提案書・市内企業枠登録申請書】 平成 27 年 10 月 21 日(水)から 平成 27 年 10 月 28 日(水)まで	持参または郵送による提出
第一次審査の実施	平成 27 年 11 月 4 日(水)	
第一次審査結果通知 及び公開プレゼンテーション参加要請	平成 27 年 11 月 6 日(金)	応募者全員に郵送にて通知及び糸満市ウェブサイトに掲載
公開プレゼンテーション（ヒアリング）の実施	平成 27 年 11 月 14 日(土)	実施要領等は第二次審査参加者に別途通知
第二次審査の実施	平成 27 年 11 月 14 日(土)	
第二次審査結果通知	平成 27 年 11 月 19 日(木)	公開プレゼンテーション参加者に通知及び糸満市ウェブサイトに掲載

※主催者による計画敷地の見学会は実施しない。各自で見学する際には道路周辺からとし、敷地内へは入らないこと。また、近隣には教育施設もあるので迷惑とならないように心がけること。

II. 応募資格等

1. 応募資格及び登録資格

代表企業枠への応募を希望する者は、以下の資格要件(1)を満たすこと。

市内企業枠への登録を希望する者は、以下の資格要件(2)を満たすこと。

(1) 代表企業枠の資格要件

- ① 建築士法（昭和 52 年法律第 202 号）第 23 条に規定する一級建築士事務所登録を行うとともに、法人格を有していること。
- ② 設計統括責任者（管理技術者）の他に意匠担当主任技術者、構造担当主任技術者、電気設備担当主任技術者、機械設備担当主任技術者及び積算担当主任技術者を配置すること。設計統括責任者（管理技術者）及び意匠担当主任技術者、構造担当主任技術者、電気設備担当主任技術者、機械設備担当主任技術者は、建築士法第 2 条に規定する一級建築士の資格を有する者とする。

構造担当主任技術者は、建築士法第 2 条及び第 10 条の 2 の 2 に規定する構造設計一級

建築士の資格を有する者とする。

電気設備担当主任技術者及び機械設備担当主任技術者は、建築士法第 2 条及び第 10 条の 2 の 2 に規定する設備設計一級建築士、または設備士の資格を有する者とする。ただし、電気設備担当主任技術者及び機械設備担当主任技術者のいずれかは設備設計一級建築士の資格を有するものとする。

設計統括責任者（管理技術者）及び各主任技術者は、それぞれを兼ねてはならない。

- ③ 糸満市平成 27・28 年度「測量及びコンサルタント等入札参加資格者名簿」に登録していること。現在登録していない者は、今回の業務においてのみ、提出書類（様式 3-1 または 3-2）を提出し、審査に合格した者のみが、参加資格を有するものとする。
- ④ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく入札参加制限を受けていない者。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者（会社更生法にあつては、厚生手続き開始の決定、民事再生法にあつては再生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- ⑥ 応募申請書提出日から契約締結日までのいずれの日においても、糸満市から指名停止処分を受けていないこと。
- ⑦ 法人税、所得税、地方税、消費税または地方消費税の滞納がないこと。
- ⑧ 応募しようとする企業及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条及び糸満市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団または暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- ⑨ 同じ設計者が工事完了まで継続して市と業務委託契約を行う場合には、設計統括責任者（管理技術者）については、変更してはならない。
- ⑩ 設計共同体として応募する場合、「設計共同体結成届（様式 4）」を提出すること。
- ⑪ 設計共同体として応募する場合、設計共同体を構成する全ての構成員が、①及び③～⑧の要件を満たしていること。
- ⑫ 設計共同体の構成員は、本プロポーザルに係る他の応募者または応募者の構成員として重複して参加することはできない。
- ⑬ 代表企業枠の構成員のいずれかに、平成 12 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに実施設計業務契約が完了した業務のうち、下記のいずれかの設計業務において、設計統括責任者（管理技術者）又は意匠担当主任技術者として以下に示す A～C の 2 種類以上の実績を有する者を配置すること。

A：展示面積 500 m²以上の資料館または観光情報発信拠点施設等

B：客席数 500 席以上の劇場・音楽堂等

C：延床面積 5,000 m²以上の公設の建築物

ただし、1 案件で 2 種類以上の要件を満たす設計業務も実績としてみなす。

例：「延床面積 7,500 m²の市民会館で、800 席」の場合

(2) 市内企業枠の登録資格要件

- ① 糸満市内の法人、または個人事務所。
- ② 糸満市平成 27・28 年度「測量及びコンサルタント等入札参加資格者名簿」に登録していること。
- ③ 「代表企業枠の資格要件」に示す①及び④～⑧の要件を満たしていること。
- ④ 代表企業枠における設計共同体の構成員となった者は、市内企業枠には登録できない。

2. 応募の制限

(1) 応募者 1 者につき複数の提案は認めない。

(2) 次に掲げる者は、本プロポーザルに参加できない。

- ① 選定委員会の委員及びその家族。
- ② 選定委員会の委員及びその家族が自ら主宰、または役員、顧問等として実質的に関係する組織に所属する者。
- ③ 選定委員会の委員が、大学に属する場合、その選定委員の研究室に現に所属する者。
- ④ 糸満市職員及び関係者。
- ⑤ 有限会社空間創造研究所に所属する者及びその家族。
- ⑥ 株式会社丹青社に所属する者及びその家族。
- ⑦ 以下委員会の各委員及び、委員が自ら主宰または役員、顧問等として実質的に関係する組織に所属する者。

糸満市市民会館等複合施設建設調査検討委員会

糸満市歴史・民俗等資料館（仮称）建設調査検討委員会

糸満市文化交流・情報発信拠点施設建設候補地検討委員会

糸満市文化交流・情報発信拠点施設整備調査専門部会

糸満市文化交流・情報発信拠点施設整備調査委員会 歴史民俗専門部会

糸満市文化交流・情報発信拠点施設整備調査委員会 文化交流専門部会

糸満市文化・平和・観光振興センター管理運営検討委員会

糸満市文化・平和・観光振興センター展示基本計画調査委員会

糸満市文化・平和・観光振興センター建設規模検討委員会

Ⅲ. 本プロポーザルに関する手続き等

1. 質疑書の提出及び回答の公表

(1) 本プロポーザル募集要項等に関する質疑の受付及び回答

- ① 質疑書受付期間 平成 27 年 9 月 9 日(水)から平成 27 年 9 月 14 日(月)17 時まで
- ② 回 答 方 法 平成 27 年 9 月 18 日(金)までに糸満市ウェブサイトで回答することとし、再質問は受け付けない。
- ③ 質疑書提出方法 「質疑書(様式 2)」に記入の上、電子メールまたは FAX にて提出すること。なお、電子メールの場合、ファイル形式は OfficeWord2003～2013 形式とすること。質疑書提出後は、電子メール、FAX の受信確認のため、事務局に電話で確認すること。

(2) 公開プレゼンテーションに関する質疑の受付及び回答

公開プレゼンテーションに関する質疑の受付と回答については、第二次審査に参加できる応募者からのみ受付し、別途通知する。

2. 第一次審査（代表企業枠）

下記要領に基づき応募者より提出された必要書類および技術提案書を基に選定委員会による第一次審査を実施する。第一次審査において、第二次審査に参加できる応募者を 4 者程度選定する。

(1) 提出要領

① 提出部数

A：【応募者資質評価資料・入札参加資格審査申請書（様式 1、3～16）】

様式 3-1、3-2 : 1 部（この様式については、審査の都合上、別冊のフラットファイルに綴じて提出すること。提出方法の詳細については、応募申請書様式集を参照すること）

様式 1、4～16 : 正本 1 部、副本 10 部

様式 1、4～16 を PDF 形式化したデータを記録した CD-R : 1 部

- 様式 1 を、提出書類の表紙として使用すること
- 様式 4 は設計共同体を結成する場合のみ提出、様式 15 は協力事務所がある場合のみ提出すること
- 様式 4～16 の順に並べ、A4 判で縦とじ、左 2 箇所程度をホチキス留めし、綴じた上で様式ごとに見出し（インデックス）を入れて提出すること。
- 様式 3-1、3-2 は、糸満市平成 27・28 年度「測量及びコンサルタント等入札参加資格者名簿」に既に登録している者は、提出を免除する。

B：【技術提案書（様式 17）】

様式 17 : 正本 1 部、副本 15 部

- 様式 17-1 を表紙として使用すること。
- 表紙を重ねた上で、A3 判で横とじ、左 2 箇所程度をホチキス留めし、綴じた上で折り曲げずに提出すること。

- 提案書の内容には、応募者を特定する固有の名称や氏名、記号等記載しないこと。
- 文字の大きさは 10 ポイント以上を基本とするが、図表に使用する文字についてはこの限りではない。
- 提案書には各項目のタイトルを入れること。
- 技術提案として、以下の I～VII について、応募者の考え方や提案内容を簡潔に示すこと。

I 施設整備具現化の方針、全体コンセプト

本施設整備を進める上で糸満市がこれまでに取りまとめてきた各種基本計画を参考に、本施設整備の目的や意義、目指すべき使命と機能等を実現するために最も相応しいと考える建築計画の具体的提案を求めるものとする。基本的な平面構成や主要断面、そして外観等理解を共有できる資料を適宜示してください。また、3 期に分けて発注する場合の、建物をどのように分離して整備していくのかという点について具体的内容がわかる提案を行ってください。

II 計画敷地に対する機能施設の配置や街区周辺に対する設計上の配慮事項及び景観形成の考え方

予定されている敷地に必要な機能を効率よく配置していく上での考え方について、具体的な手法を示すとともに、その手法の優位性について示してください。尚、敷地内だけでなく計画施設が整備されることで周辺街区や街並み、景観等に及ぼす影響や期待される変化について示してください（糸満市風景づくり計画を順守すること）。

III 日常的な賑わいの醸成への配慮

本施設を整備することで期待される賑わいや交流の醸成及び活性化するための手法について提案してください。また、その賑わいや交流を日常的なものにするとともに持続可能にしていくための考え方について示して下さい。

IV 環境への配慮、イニシャルコストの項目毎の概算、ランニングコストの削減・軽減の考え方

計画敷地の特性に理解を示すと共に施設整備を行っていく上で必要な環境等への配慮について考え方を示してください。また、整備される施設のライフサイクルコストの低減化を図ると共に環境への負荷を抑えるための方法についても具体的な提案を示してください。

V 防災・減災の考え方

計画敷地が海に近接して直接面している特色を活かすと共に、建物として備えるべき危険回避の考え方、来館者等の安全を確保するための方法、さらには周辺市民に対して防災面で貢献できる内容があれば示してください。

VI 工期の考え方

本工事は、沖縄振興特別推進交付金を活用して整備を行うことから、3 期 4 年の工期で施設整備を行うことを前提とします。そのために最も望ましい施設整備の手

法や考え方、手順について提案してください。現時点では、どのエリアから整備するのかということが決定しているというわけではありません。

VII その他特に提案したい事項

本設計業務を推進する上で、特に配慮すべき内容とその解決方法、提案をいただいたプロポーザル案の中で特筆すべき提案などがあれば具体的に示してください。

➤ 尚、その他については、様式 17 に記載の項目を遵守すること

② 提出書類受付期間

【応募者資質評価資料・入札参加資格審査申請書・技術提案書】

平成 27 年 10 月 21 日（水）～平成 27 年 10 月 28 日（水） 17 時 事務局必着

③ 提出方法

持参または郵送、宅配便等により事務局へ提出すること。郵送、宅配便等で提出の場合、封書の表書きに「(仮称)糸満市文化・平和・観光振興センター基本設計業務公募型プロポーザル審査書類在中」と朱書きで明記すること。郵送、宅配便等で提出の場合、配達記録の残る方法で送付し、事務局まで電話にて到着の確認をすること。

(2) 提出書類

様式	名 称	提出部数	備考
様式 1	応募申請書	1 部	表紙
様式 3-1、3-2	入札参加資格審査申請書 (糸満市平成 27・28 年度「測量及びコンサルタント等入札参加資格者名簿」に既に登録している者は、提出を免除する。)	1 式 *別冊として提出すること	
様式 4	設計共同体結成届	正本 1 部、副本 10 部	
様式 5	応募者の概況	正本 1 部、副本 10 部	
様式 6	実績調書	正本 1 部、副本 10 部	
様式 7	応募者の代表作品 (今回の審査の参考となる業務を 2 件まで提出。代表者・構成員の代表作品とする。)	正本 1 部、副本 10 部	
様式 8	設計統括責任者（管理技術者）の資格・実績調書	正本 1 部、副本 10 部	※1 ※2
様式 9	意匠担当主任技術者の資格・実績調書・現在従事している設計または設計監理業務	正本 1 部、副本 10 部	※1 ※2
様式 10	構造担当主任技術者の資格・実績調書・現在従事している設計または設計監理業務	正本 1 部、副本 10 部	※1
様式 11	電気設備担当主任技術者の資格・実績調書・現在従事している設計または設計監理業務	正本 1 部、副本 10 部	※1
様式 12	機械設備担当主任技術者の資格・実績調書・現在従事している設計または設計監理業務	正本 1 部、副本 10 部	※1
様式 13	積算担当主任技術者の資格・実績調書・現在従事している設計または設計監理業務	正本 1 部、副本 10 部	
様式 14	本事業を受託した場合の取組体制	正本 1 部、副本 10 部	
様式 15	協力事務所に関する調書	正本 1 部、副本 10 部	
様式 16	設計工程計画	正本 1 部、副本 10 部	
様式 17	技術提案書	正本 1 部、副本 15 部	

	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 17 に記載の記入方法に従って作成すること。 ・様式 17 に文章及び図で記述すること。 ・以下の項目を含み提案すること。 <p><u>I 施設整備具現化の方針、全体のコンセプト(各図面の縮尺は 1/500～1/1000 とする)</u></p> <p><u>II 計画敷地に対する機能施設の配置や街区周辺に対する設計上の配慮事項及び景観形成の考え方</u></p> <p><u>III 日常的な賑わいの醸成への配慮</u></p> <p><u>IV 環境への配慮及びイニシャルコスト・ランニングコストの削減・軽減の考え方</u></p> <p><u>V 防災・減災の考え方</u></p> <p><u>VI 工期の考え方</u></p> <p><u>VII その他特に提案したい事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・レイアウト、着色等は応募者の自由とする。 ・提案にあたっては、基本計画等の各種計画に記載の内容を十分に考慮して提案すること。 	A3 判・4 枚	
様式 18	辞退届（共通）	1 部	

※1 各資格登録書類の写しを添付すること

※2 II. 1. (1) ⑬に示す実績を証明する写しを添付すること。

(3) 審査結果の発表

第一次審査の結果は、第一次審査応募者全員に郵送にて通知するとともに、糸満市ウェブサイト (<http://www.city.itoman.lg.jp/>) にて公表する。審査の経緯や結果についての問い合わせは、応募者自身について文書に限り受け付ける。受付期間は審査結果の発表日より一週間以内とする。なお、審査結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

4. 第二次審査（代表企業枠）

下記要領に基づき、第一次審査において提出されている技術提案書の内容に関して、公開プレゼンテーションによる第二次審査を実施する。第二次審査において最優秀提案者及び次点者を選定する。

(1) 公開プレゼンテーションの実施

- ① 提案者による技術提案書の説明（15 分程度）を行い、その後、基本設計者選定委員会によるヒアリング（20 分程度）を実施する。
- ② プレゼンテーションでは、パソコン及びプロジェクターを使用することができる。使用ソフトは Office Power Point2007 とし、提出した技術提案書に記載の内容のみを、静止画として使用できる。
- ③ プレゼンテーションに参加できるのは、説明者 3 名及び、パソコン操作者 1 名までとする。ただし、設計統括責任者（管理技術者）は必ず出席をすること。
- ④ プレゼンテーション及び質疑は、公開を原則とする。
- ⑤ プレゼンテーションの詳細は、第一次審査通過者決定後速やかに該当応募者へ通知する。

(2) 審査結果の発表

審査結果は、第二次審査に参加した応募者全員に郵送で通知するとともに、糸満市ウェブサイト (<http://www.city.itoman.lg.jp/>) に公表する。

5. 市内企業枠登録申請

下記要領に基づき応募者より提出された必要書類をもとに、市内企業枠登録申請を受付ける。代表企業枠の最優秀提案者に市内設計企業が含まれない場合は、市内企業枠登録者の中の市内企業登録者複数者と、設計共同体を結成することとする。

(1) 提出要領

① 提出部数

様式①～④：正本1部、副本10部

様式①～④をPDF形式化したデータを記録したCD-R：1部

- ▶ 様式①を、提出書類の表紙として使用すること
- ▶ 様式①～④の順に並べ、綴じた上で様式ごとに見出し（インデックス）を入れて提出すること。

② 提出書類受付期間

平成27年10月21日（水）～平成27年10月28日（水） 17時 事務局必着

③ 提出方法

持参または郵送、宅配便等により事務局へ提出すること。郵送、宅配便等で提出の場合、封書の表書きに「(仮称)糸満市文化・平和・観光振興センター基本設計業務公募型プロポーザル登録申請書類（市内企業枠）在中」と朱書きで明記すること。郵送、宅配便等で提出の場合、必ず配達記録の残る方法で送付し、事務局まで電話にて到着の確認をすること。

(2) 提出書類

様式	名 称	提出部数	備考
様式①	登録申請書	1部	表紙
様式②	登録者の概況	正本1部、副本10部	
様式③	業務実施担当者の経歴・実績調書	正本1部、副本10部	
様式④	登録者の代表作品 (今回の審査の参考となる業務を2件まで提出)	正本1部、副本10部	

6. 辞退について

様式1もしくは様式①の提出以降に辞退する場合は、事務局まで電話連絡の上、「辞退届（様式18）」を郵送にて辞退を受け付ける。

IV. 審査基準

審査は、以下の基準で評価を行う。

1. 第一次審査における審査基準

(応募者資質評価)				
No.	評価項目	評価事項	評価基準	配点(点)
1	応募者の評価 (事務的評価)	(1)技術者数	技術者数を評価する	10
		(2)有資格者数	有資格者数を評価する	
		(3)同種業務実績数	実績数を評価する	
		(4)代表作品の技術的評価	実績の写真、図面、表彰暦等を考慮して評価する	
2	配置主任技術者の経験・資格 (事務的評価)	設計統括責任者(管理技術者)、主任技術者の経験年数及び資格内容	資格取得後の実務経験年数、資格内容を評価する	15
3	配置主任技術者の実績数 (事務的評価)	設計統括責任者(管理技術者)、主任技術者の同種業務実績数	同種業務の実績数及び携わった立場を評価する	15
小計				40

(技術提案書評価)			
No.	評価項目	評価基準	配点(点)
4	特定項目に対する評価 (審査委員評価)	様式17における特定項目について、項目ごとの的確性、獨創性、実現性等を考慮して総合的に評価する	60

合計			100
----	--	--	-----

2. 第二次審査における審査基準

第二次審査における審査基準は、第二次審査参加者に対して、第一次審査通過時に提示することとする。

V. 費用負担

本募集要項に定める技術提案書等、審査に用いる提出書類の作成、並びに公開プレゼンテーションなど、本プロポーザルにかかる全ての費用は、応募者の負担とする。

VI. 基本設計委託業務

1. 契約の締結交渉

本プロポーザルにおいて選定された最優秀提案者を優先契約交渉権者として、糸満市は本業務の契約締結交渉を行うものとする。

- (1) 本業務を受託した者及びその協力事務所は、(仮称)糸満市文化・平和・観光振興センターにかかるすべての工事入札に参加する資格を失うものとする。
- (2) 本業務を受託した者及びその協力事務所と、次に掲げる事実が認められる事業者は、本業務にかかるすべての工事入札に参加する資格を失うものとする。
 - ・一方が他方に出資していること。
 - ・一方の代表取締役が他方の取締役を兼ねていること。
- (3) 優先契約交渉権者が本プロポーザル終了後、別に定める失格事項に該当すると認められた場合、市内企業株登録者との設計共同体の結成が行えなかった場合（ただし、市内企業が代表企業株の構成員になる場合を除く）、または、優先契約交渉権者と糸満市との本業務の契約締結交渉が不調となった場合、本プロポーザルの次点者に契約交渉権が与えられる。

2. 業務の進め方

- (1) 本業務は、応募者資質評価資料・技術提案書の提案内容を基に、糸満市との協議及び市民等との意見交換などを行いながら検討・決定していく場合がある。その際には、本プロポーザルで提案された内容を変更することがある。
- (2) 基本設計の検討を行う検討委員会において、資料を作製し、会を運営すること。（議事録作成の上、報告書作成も含む）
 - ・建築基本設計検討委員会…3回程度
 - ・打合せ・協議・設計説明…必要に応じて開催
 - ・検討委員会等での意見を集約し、基本設計図書の取りまとめを行うこと。
 - ・市が発注予定の「展示基本設計」と連携、調整を行うこと。
 - ・別途開催予定の展示調査委員会（全4回程度）及び展示基本設計検討委員会（全3回程度）に出席すること。

VII. 失格要件

1. 本プロポーザルにおける失格要件

本プロポーザルにおいて応募者の行為が次のいずれかに該当する場合、失格となることがある。

- (1) 応募者が、本プロポーザルに定める要項、手順、手続き、提出期限等を厳守しない場合
- (2) 提出書類が、本募集要項に定める様式および記載上の留意事項に適合しない場合
- (3) 提出書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 他者の提案書類を盗用した疑いがあると認められる場合
- (6) その他、本プロポーザルの適正な執行を妨げる行為が応募者にあると認められる場合

2. 接触の禁止

本プロポーザルの期間中（公示日から本業務の契約締結までの間）において、以下の者に本件について直接、間接を問わず接触をしたことが認められた場合は失格とする。

- (1) 選定委員会委員
- (2) 事務局関係者（本募集要項に定める手続きにおける接触は除く）
- (3) 有限会社空間創造研究所に所属する者
- (4) 株式会社丹青社に所属する者
- (5) 「糸満市文化・平和・観光振興センター管理運営検討委員会」の各委員
- (6) 「糸満市文化・平和・観光振興センター展示基本計画調査委員会」の各委員
- (7) 「糸満文化・平和・観光振興センター建設規模検討委員会」の各委員

VIII. その他

1. 手続きにおいて使用する言語及び通貨

本手続きにおいて使用する言語、通貨、および単位は、日本語、日本円、日本の標準時および計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

2. 著作権及び提案書等の取扱

- (1) 提出書類の返却は行わない。
- (2) 提出書類の著作権は応募者に帰属するものとする。
- (3) 糸満市は、本プロポーザルの選定結果の公表や、出版・展示その他主催者が必要と認めるときに、提出書類の一部または全部を応募者に承諾なく使用することができるものとする。

3. その他

- (7) 提出期限日以降における書類の差し替えまたは再提出は認めない。また、提出書類に記載した配置予定技術者は、病休、死亡または退職等極めて特別な場合を除き、変更できない。
- (8) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画等の変更または中止をする場合がある。この場合応募者に対しては、市は一切の責任を負わないものとする。
- (9) 提出書類は、設計者の選定を行う作業に必要な範囲内で複製を作成することがある。
- (10) 台風等不可抗力により実施を予定しているスケジュールを変更することがある。その場合には、速やかに変更するスケジュール等について糸満市ウェブサイト等で告知を行う。
- (11) 計画敷地には、従前の建物の杭及び隣接する高等学校施設が使用する取水施設とその配管等が埋設されている。基本設計に当たっては、これらの取り扱いについて市と協議の上、業務を推進すること。一部建物敷地として利用できない箇所があるため注意すること。（敷地縦断図参照）
- (12) 計画敷地は、沖縄県水産海洋研究センター及び沖縄県水産改良普及センター跡地であるが、過去に水質汚濁防止法に係る特定施設の届け出はなく、現場調査においても土壌汚染が存在する可能性があるかと判断できなかった。ただし、後日専門家による詳細調査により土壌汚染の存在が判明した場合には、その調査結果に応じた影響を受けることがある。

Ⅸ. 関連図書類の閲覧及び入手方法

本プロポーザル及び本業務の関連図書類を、次のとおり提示する。当該図書類(1)~(18)は、糸満市ウェブサイト (<http://www.city.itoman.lg.jp/>) からダウンロードができるものとする。

(関連図書)

- (1) 糸満市文化交流・情報発信拠点施設整備 基本計画
- (2) 糸満市文化交流・情報発信拠点施設整備 配置計画書
- (3) (仮称)糸満市文化・平和・観光振興センター管理運営基本計画書
- (4) 糸満市文化・平和・観光振興センター展示基本計画書
- (5) 糸満市文化・平和・観光振興センター建設規模検討委員会報告書
- (6) 第4次糸満市総合計画
- (7) 糸満市都市計画マスタープラン
- (8) 糸満市風景づくり計画
- (9) 糸満市地域防災計画
- (10) 「糸満市市民会館等複合施設建設調査検討委員会」要綱および委員名簿
- (11) 「糸満市歴史・民俗等資料館建設調査検討委員会」要綱および委員名簿
- (12) 「糸満市文化交流・情報発信拠点施設建設候補地検討委員会」要綱および委員名簿
- (13) 「糸満市文化交流・情報発信拠点施設整備調査委員会」規則および委員名簿
- (14) 「糸満市文化・平和・観光振興センター展示基本計画調査委員会」要綱および委員名簿
- (15) 「糸満市文化・平和・観光振興センター建設規模検討委員会」要綱および委員名簿
- (16) 観光立国推進基本計画
- (17) 沖縄21世紀ビジョン
- (18) 沖縄県総合交通系基本計画

(提示図書)

- (1) 建設予定地の地積図
- (2) 敷地縦断図(隣接道路縦断図参照)
- (3) 糸満市全図
- (4) 糸満市都市計画図(敷地周辺)
- (5) 航空写真(敷地周辺)
- (6) 敷地周辺の道路台帳図
- (7) 敷地周辺の市道路線図
- (8) 近隣の地質調査データ
- (9) 周辺の上下水道主要管路図
- (10) 周辺の地域資源